

士幌町 特定環境保全 公共下水道事業 経営戦略

掲載

団 体 名 : 士幌町(建設課 建設G 下水道担当)

事 業 名 : 士幌町 特定環境保全 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年年度 (供用開始後年数)	昭和58年度 (33年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	26 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	処理区数:1 区(士幌市街) 処理場数:1箇所(士幌終末処理場)		
広域・共同化・最適化 実施状況 *1	広域・共同化・最適化は、実施していない。		

*1「広域化とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の事業体で共同して使用する施設の建設(定住自立権構想や連携中核都市圏に基づくものを含む。)、広域化、共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、基本料金(8m3)と従量料金(8m3を超え1m3毎)からなる料金体系を採用しています。 ・基本料金では、固定的経費(人件費、処理場の維持管理費など)を、従量料金は、処理水量に応じて変動する経費(薬品費、動力日、光熱水費など)をまかなうことができるように設定されています。 【料金】 ・基本料金(8m3まで) 1,300円 ・従量料金(8m3を超え1m3毎) 160円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料は設定していない。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料は設定していない。		
条例上の使用料 *2 (20m3 あたり) ※過去3年分を記載	平成25年度 3,220 円	実質的な使用料 *3 (20m3 あたり) ※過去3年分を記載	平成25年度 3,333 円
	平成26年度 3,220 円		平成26年度 3,324 円
	平成27年度 3,220 円		平成27年度 3,333 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m3あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m3を乗じたもの(家庭用のみではなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数 (右図による)	<p>士幌町 農業集落排水事業 組織図 平成29年3月31日現在</p>
事業委運営組織	下水道担当は、グループ制度導入している建設課建設グループに属する。 少人数であるため、グループ全体をもって事業運営する。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・処理施設の管理 ・電機計装設備の点検管理
	イ 指定管理者制度	採用していない。
	ウ PPP/PFI	採用していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	下水道汚泥を堆肥化し、畑地に還元
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) これまでの主な経営健全化の取り組み

①経費の縮減 ～大規模改修を控え、機器の更新を抑制している。 流入水を抑制することで、維持費の抑制に努めている。 施設管理を委託することで人員を抑制している。

(4) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※別紙-1「経営比較分析表」による。 評価についても同様である。

2. 経営の基本方針

将来の水道需要が減少する予測であることから、下水道使用料収入の増加は見込めない これからは、このような社会状況下で、施設を運営・管理していかなければならない。 処理施設は、昭和58年に供用を開始し老朽化が進んでいることから、平成30から32年に大規模改修を迎える。 管路についても、建設後40年以上経過し老朽化が進んでいることから、不明水を極力抑制し、改修に備える。 町では、「下水道事業アセットマネジメント計画」を策定し、中長期的視点から計画的且つ効率的な事業経営を図っていく。
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙-1 のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資の目標に関する事項 現在供用している処理場は、40年以上経過し老朽化しているため、改修計画がある。 大規模な投資が必要となることから、起債借入額は増加するが、償還年数を長くし、償還金額の平準化を図る。 ・広域化・共同化・最適化に関する事項 本処理場から近隣処理場までの距離が非常に長いことから、広域化をはじめとする事項については不経済であるため取り組まない。 ・民間の活力に関する事項 処理場の運営・管理について、民間活力を導入する。

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源の目標に関する事項 施設兼費を補うため、補助金及び下水道債を充てる。 ・使用料収入の見とおし 使用料収入は、微減する見込である。 ・使用料の見直しに関する事項 中長期的な経営視点により、適正な料金を検討する。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費に関する取り組み 適正職員数を確保し、給料・手当等は現行の制度を適用し計上する。 ・修繕費に関する事項 施設改修を行うので、今後10年間の修繕費は抑制される。 ・動力費に関する事項 処理方式の変更及び、不明水の流入対策により動力費を削減(△2,000千円) ・その他に関する事項 施設運用を自動制御にすることで委託料・人件費を抑制(△1,500千円)

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(非法適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取り組みの方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*(1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取り組みや今後検討予定の取り組みについて、その内容を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

*処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区毎に記載すること。

広域化・共同化・最適化に関する事項	検討したが、近隣処理施設までの距離が遠いため効果が認められない。
投資の平準化に関する事項	借入起債の償還年数を長くすることで、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	小規模施設であり、PPP・PFIの活用は難しい。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共料金審議会料金に諮問し、改定(値上げ)の道筋をつける。
資産活用による収入増加の取り組みについて	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力に関する活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	
職員給与に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	HPに掲載し、公共下水道施設の利用者から広く意見を募集する。 「アセットマネジメント計画」と併せて、毎年度進捗管理を行う。 PDCAサイクルの考え方を活用し、必要に応じて見直しを行う。
---------------------	--

士幌町 特定環境保全 公共下水道 経営戦略

平成29年3月

士幌町役場 建設課 建設G 下水道担当

TEL : 01564-5-5216

FAX : 01564-5-2860

メール: suidou@shihoro.jp

経営比較分析表

北海道 士幌町

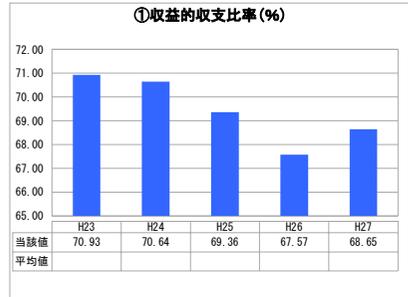
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	50.29	96.74	3,220

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,326	259.19	24.41
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,163	1.24	2,550.81

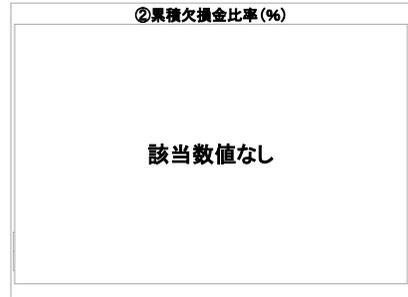
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



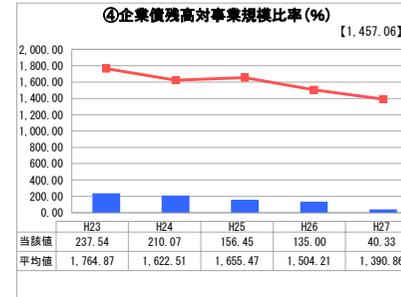
「単年度の収支」



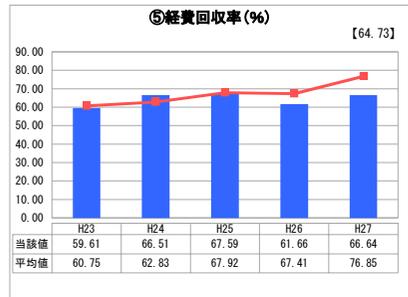
「累積欠損」



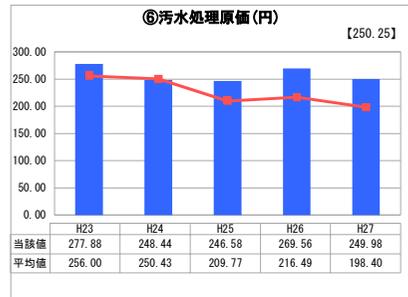
「支払能力」



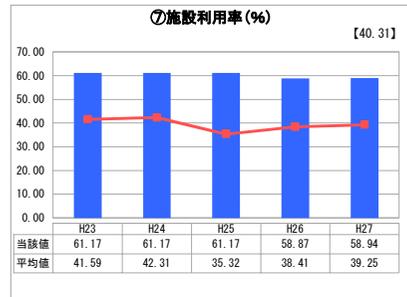
「債務残高」



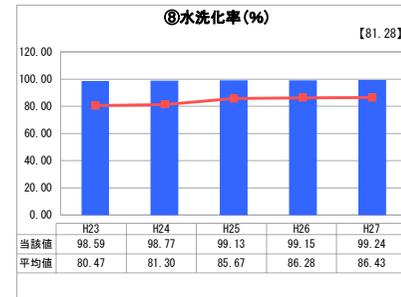
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

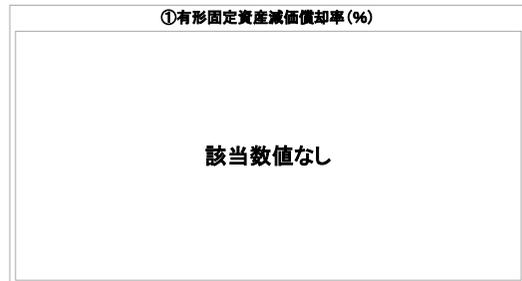


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

類似団体に対し、施設効率性を示す⑧水洗化率、⑦施設利用率は高い状況で推移しているが、今後、人口減少に伴い有収水量も減少し、過大な施設となり得る可能性がある。しかしながら本町の現状においては雨天時の不明水流入が多いため、既存施設規模は必要と思われる。

⑧表において、水洗化の数値は類似団体より高い反面、今後は社会的人口減により町内においても継続人口が徐々に減少し、使用料収入の増加は見込めない状況である。

⑤経費回収率は類似団体比較よりも低い傾向が続いている。これは、料金収入だけでは賅えず、一般会計からの繰入金により運営している状況であり、要因としては維持管理費のうち老朽化施設修繕費の増加等が主な要因である。また、近年改築更新(建設事業)を休止していたため修繕費が増加傾向となり、⑥表の汚水処理原価でも類似団体よりも高い傾向として表されており、経営の効率性の低下の要因となっている。

④表企業債残高対事業規模比率が類似団体に比べ低いのは、先に述べた建設事業費の更新改築を実施していない為に、新たな起債借入れが無く、残高ピークが過ぎたものに起因する。

2. 老朽化の状況について

処理場は、平成12年以降必要な改築更新事業(建設事業)を休止しているため、老朽化が進んでいる。そのため、安定稼働に必要な修繕を実施しており維持費が増加傾向である。今後は修繕程度では対応できる可能性がある。

管渠施設は、近年の道路陥没事故に対する懸念や、不明水対策として、供用開始後30年を超えている管渠施設を中心に部分的修繕(内面補修)やマンホール修繕を実施している。処理場と同様に維持費(修繕費)での対応では限界があり経営の更なる悪化につながる。しかしながら、安全で継続的にサービスを安定的に供給するために必要不可欠なものとして実施している。

全体総括

今後、継続的にサービスを安定的に確保するため、現状の維持管理だけでは限界が近づいている。適正な改築更新(建設工事)を国の補助事業により実施する必要があるため、平成27年度より、人口減・地震対策を考慮した施設の再構築検討および長期的な計画策定作業を進めている。

策定後は、計画に基づく改築更新・修繕を実施することにより、一時的に建設事業が増加し経営状況が悪くなるとも懸念されるが、長期的スパンでは安全で管理費コスト低減につながると思われる。

経営安定のためには併せて、全体的なバランスを考慮した使用料単価の見直しが必要と思われる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

収支再差引	(E)+(I)	(J)	1,439	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積立金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	6,736	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	
前年度繰上充用金		(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質収支		(P)	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	8,175	
	(N)-(O)	赤字(Q)												
赤字比率		$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
収益的収支比率		$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	68.6%	68.0%	75.2%	81.5%	89.2%	98.4%	100.0%	100.0%	97.6%	83.7%	65.7%	58.4%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額		(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	51,149	50,653	50,253	49,853	49,453	49,200	49,100	49,000	48,900	48,800	48,700	48,600
地方財政法による資金不足の比率		$((R)/(S) \times 100)$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率		$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高		(W)												
地方債残高		(X)	47,226	16,530	35,536	291,224	563,552	722,531	762,531	802,531	841,025	829,346	797,950	755,163

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
		(決算)	[決算見込]										
収益的収支分		17,981	14,591	13,536	13,122	13,920	15,243	10,295	10,759	11,067	11,357	11,435	11,374
	うち基準内繰入金	12,715	10,318	9,572	9,279	9,843	10,779	7,280	7,608	7,826	8,031	8,086	8,043
	うち基準外繰入金	5,266	4,273	3,964	3,843	4,077	4,464	3,015	3,151	3,241	3,326	3,349	3,331
資本的収支分		45,429	50,196	50,994	64,312	52,672	41,021	40,000	40,000	41,506	46,679	64,396	73,787
	うち基準内繰入金	6,002	6,632	6,737	8,497	6,959	5,420	5,285	5,285	5,484	6,167	8,508	9,749
	うち基準外繰入金	39,427	43,564	44,257	55,815	45,713	35,601	34,715	34,715	36,022	40,512	55,888	64,038
合 計		63,410	64,787	64,530	77,434	66,592	56,264	50,295	50,759	52,573	58,036	75,831	85,161

(※)平成27年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が策定する「収支計画」について「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。